

○ 放置違反金に係る納付命令、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分
に関する規則

北海道公安委員会規則第9号

平成18年3月31日

改正 平成19年10月26日公安委員会規則第19号、23年4月8日第6号、28
年3月29日第3号、令和6年2月20日第3号

放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則をここに公布する。

放置違反金に係る納付命令、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則

(通則)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の4第4項の規定に基づく放置違反金の納付の命令、同条第13項の規定に基づく督促及び延滞金の徴収並びに同条第14項の規定に基づく滞納処分に関しては、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(放置違反金の納付命令)

第2条 公安委員会は、法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付の命令（以下「納付命令」という。）をする場合は、放置違反金納付命令書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 放置違反金納付命令書により指定する納付の期限（以下「納付期限」という。）は、放置違反金納付命令書を発出する日の翌日から起算して20日以内の日とする。ただし、納付期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）に当たる場合は、これらの日の前日を納付期限とする（以下、この規則において期限を定めた場合はこの例によるものとする。）。

(弁明の機会の付与)

第3条 公安委員会は、法第51条の4第6項の規定による弁明の機会を付与する場合は、弁明通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 弁明通知書により指定する相当の期間は、弁明通知書を発出する日の翌日から起算して14日以内の日とする。

(仮納付金の返還)

第4条 公安委員会は、法第51条の4第12項の規定により仮納付をした者について納付命令をしないこととした場合は、仮納付金返還通知書（別記第3号様式）により通知し、仮納付金返還申出書（別記第4号様式）を徴した上で、当該仮納付に係る金額を返還するものとする。

(納付命令の取消し)

第5条 公安委員会は、法第51条の4第16項の規定その他特別の事情により

納付命令を取り消したときは、放置違反金納付命令取消通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。この場合において、既に当該納付命令に係る放置違反金及び延滞金（以下「放置違反金等」という。）が納付され、又は徴収されているときは、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（別記第6号様式）により通知し、放置違反金還付申出書（別記第7号様式）を徴した上で、当該放置違反金等に相当する金額を還付するものとする。

（督促）

第6条 公安委員会は、法第51条の4第13項の規定による督促をするときは、放置違反金の納付期限経過後30日以内に督促状（別記第8号様式）により納付すべき期限（以下「指定納付期限」という。）を指定して行うものとする。

2 指定納付期限は、督促状を発する日の翌日から起算して14日以内の日とする。

（延滞金）

第7条 公安委員会は、前条第1項の規定による督促を受けた者が指定納付期限までに放置違反金を完納しない場合は、当該放置違反金の額に、指定納付期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収するものとする。ただし、延滞金の額が1,000円未満であるときはその金額、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数金額は、徴収しない。

2 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、放置違反金の額の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る放置違反金の額は、その納付された額を控除した金額とする。

（延滞金の減免）

第8条 公安委員会は、納付命令を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、延滞金を減免することができるものとする。

- (1) 災害により著しく資力を喪失したと認めたとき。
- (2) 納付命令を受けた者の責によらない事由により納付が遅延したとき。
- (3) その他納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認めたとき。

（滞納処分）

第9条 公安委員会は、第6条の規定による督促に係る放置違反金等が指定納付期限までに完納されない場合は、滞納処分に着手するものとする。

2 放置違反金等の滞納処分に関する事務は、警察職員のうちから公安委員会が指定した者に行わせるものとする。

3 前項の規定による指定を受けた職員が滞納処分のため財産の差押えを行う場合は、滞納処分執行者証票（別記第9号様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年北海道公安委員会規則第19号）

この規則は、平成19年12月3日から施行する。

附 則（平成23年北海道公安委員会規則第6号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の放置違反金に係る納付命令、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則第7条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発せられる納付命令に係る放置違反金を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた納付命令に係る放置違反金を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（北海道公安委員会規則第3号）抄

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年北海道公安委員会規則第3号）

この規則は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別記第2号様式の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

※ 別記様式は省略